

お問い合わせ先

担当者	障害福祉課 長寿政策課		担当：栗本 担当：大伴		
連絡先	障害福祉課 長寿政策課	528-2696 528-2741	内線 内線	3160 3156	
総合計画 位置付け	基本方針	基本政策	施策	視点	主な取組
	1	2	4・5		

令和6年4月12日

「おおつ障害者プラン」並びに「第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（おおつゴールドプラン2024）」の策定について

このたび、「おおつ障害者プラン」<「障害者計画」(計画期間は令和6年度から令和11年度の6年間)「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」(計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間)>、並びに「第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（おおつゴールドプラン2024）」(計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間)を策定しましたので、お知らせします。

【おおつ障害者プラン】

「大津市障害者計画」は障害者基本法第11条第3項に基づく本市における障害者施策の基本理念や、施策を総合的かつ計画的に推進するための方針・施策・事業等を定める計画です。

「第7期大津市障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条、「第3期大津市障害児福祉計画」は児童福祉法第33条に基づく障害福祉サービス等の供給見込量や提供体制の確保策を定める計画です。

本市では、三計画を総称して「おおつ障害者プラン」と呼んでいます。

【第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（おおつゴールドプラン2024）】

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8により、本市の高齢者を対象として、心身の健康保持と生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、その福祉サービス全般にわたる供給体制を確保するための計画です。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条により、本市における介護給付及び地域支援事業等の必要サービス量を見込み、その確保のための方策や地域包括支援センターの適切な運営に係る必要な施策について定める計画です。

本市では、高齢者施策を総合的に推進するため、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しています。

※各計画書については本市ホームページでも掲載しています。

